

統合保育のあり方と効果に関する研究

研究協力者 代表 石井 哲夫, 猪股 祥, 奥村 幸子, 野田 幸江
帆足 英一, 村田保太郎, 山田美和子

はじめに

平成元年度から始められた本研究は、2年目を迎えて、障害児保育の概念の整理と新保育指針にもとづく障害児保育の内容の検討に重点がおかれてきた。それは障害児保育指針とも言うべき「障害児保育の手引き」の作成に取り組むことである。その目的を持って研究体制を組み、ディスカッションをかさね、原稿執筆を分担して行いながら、同時に保育の現場担当者から広く意見、要望等の聴取をおこない、併せて研究協力者による討議を重ねていった。

前年度迄の成果

平成元年度は、先行の昭和63年度心身障害研究費によって実施された「障害児保育に関する調査」の解析を進めながら現状分析をおこなった。その結果、以下のことが明確になった。

1 障害児保育を実施することについての保育者の合意は進んできているが、それは必ずしも個々の保育者が積極的に取り組もうとする姿勢が強まったのではなく、むしろ、園長から指名されたり、担当クラスに障害児が配属されるという、外的事情によることが多い。これは保育者の消極性と言うより保育所内で障害児を保育することの困難さの現れと思われる。

2 保母が積極的に受け入れ可能と考えている障害児は厚生省の示した「集団

生活に馴染む、おおむね中軽度の障害児」というラインと一致している。しかし、現実には、そのレベルをこえる障害児がかなり入園している。

3 以上のような状況において、保育所内で行われている障害児保育は多くの場合一般児への保育に障害児をいれるというかたちで行われ、一歩進んだ障害児への個別的な理解に基づく保育内容にはいたっていない所が多い。同時に全園をあげて取り組む協力体制がまだ取れていない園も多い。

4 このような中で障害児を担当している保育者たちは、よりよい障害児保育の実現にむけて研修体制の充実、専門性の高い保母の配置、必要な時援助が得られる強力なスーパービジョンを求めている。

以上のことが明らかになったが、これは保育所が障害児保育の必要性をよく認識しており、すでにかなり難しい障害児を受け入れていると同時に、自らの力不足を感じつつ、現状を越えるために強力なマンパワーを求めていることを表しており、障害児保育の手引きの必要性とその内容の方向性を示していると思われる。

平成2年度の研究

以上の経過を経て、研究協力者感のディスカッションにおいて障害児保育の手引きの基本的視点を以下のように定めることが合意された。

1) 障害児保育が制度化されてから10年余りたっているが、この間、担当保母はもちろんのこと、障害児を受け入れてきた保育所全体に諸種の影響を与えてきている。特に集団の一斉保育形態では障害児の受け入れが困難なことがわかり、個別に理解していく努力が必要となってきている。保母は、障害児と人間関係を結んでいく努力が必要になってくるのである。障害児保育において、子供を一人一人丁寧に見ていくことが大切と言う事を実際に体験してみると、他の健常児に対してもすこしずつそのような見方が成立するようになっていくようである。このことは保育の根底からの見直しということ を意味している。

2) 障害児保育という呼び名が定着してきているが、目標として統合保育の在り方を良く考えることが大切であろう。一般社会の動向よりやや理想的な状況が展開されるという保育の特性を考えた上で保育所内のノーマリゼーションを進めていくことが望まれるのである。特に障害児と健常児との関係やその家族との関係を考慮して、障害児保育の条件設定を行うことが大切であろう。

3) 障害児を受け入れるにあつて、障害児の持っている障害について、できるだけ理解を深めておくことが望まれる。そして専門家との連絡を密にしなければならない。正保育社としては、具体的な子供の観察を通して保育に関する安全管理とか、子供の遊び場の設定とか、生活のさせ方についての保育者の専門性について見識を持つことが望まれる。

4) 障害児保育の基本は、常に保母が子供を理解することであり、親とは異なった立場で一面は冷静に客観的に子供を理解することであり、同時に親と同じような子どもとの関わりが必要になってくるのである。つまり愛情を持って丁寧に子どもに関わることである。この場合愛情と破綻に精神的なレベルに止まるのではなく、具体的に受容し、応答し、働きかけることである。このことは個別的な治療教育ともいう。

5) 保育所における障害児教育は、集団生活の流れの中で行われるものであり、集団の周辺から集団の動きを観察したり時折参加したりする交流を行うことによって統合の道を歩むことになるのである。

6) 障害児に関わる保母の基本的な心構えとして強調されることは、その障害児に対して必要以上に気にしてその問題行動に対処しようとする以前に障害児を一人の人間としてみて対応することが必要である。

具体的な課題として

①困難な障害児の受け入れに関して

保育所は療育期間という位置付けではなくあくまでも保育期間であるから、障害児を受け入れる際に「保育所保育に入り得る障害児であることが前提とされることになる。

しかし、保育そのものを固定的に考えて、現存の枠の中に入り得るか否かの選別を行うのではなく、基本的な考えとして、障害児が保育所に入所すれば、その障害児を含めて保育そのものの考え型が変わってくる必要がある

それは、この度の保育方針の改訂で保育そのものの考え型が変わっており、この保育の変化は当然障害児の受け入れを拡げることになる。保育所保育は、さらに障害児への受け入れの立場を拡大していくことが予想されるがこれには、幾多の実践上の技術向上が必要になってくるものである。

②障害児を受け入れる際に保育所はどのような考えを持ったら良いのか、例えば、保育所側でどのような知識が必要になってくるのか障害児別の医学、心理学的な知識にとどまらず、具体的に障害のある子供にとって保育所での生活はどのように影響を及ぼすのか、保育の場面でその子供の行動特徴がどう現れてくるのか、それを保育者がどうとらえどう対処していくのかという点についての現場の保育者にとって分かりやすい解説が必要である

保育所において現実に可能なことは限られていても、障害児を保育するということの内容にはこれだけの物が含まれると言う全体的な事柄をきちんと示す必要があると考える。そのことによって保育者にとって自分たちが保育現場で行っていることについての位置付けが明確にされると思う。

以上二点と個々の項目内にどのように文章化していくかと言う事の検討がなされている

さらに、障害児保育の手引き作成について多方面から聴取した保母の意見は概ね以下の二点に絞られる。

①障害児保育に関するマニュアルの必要性を強調するもの

特に行政担当者、園長、中堅信任の保母に関してこの声が多く、それは障害児をどのように保育したら良いのか、どのように指導したら良いのかという個々の要請に基づいていると思われる。

②障害児保育に関するマニュアルの作成は危険であるとするもの

特に障害児教育に経験が深く、自信を持っ

ることを恐れるものである。

我々はこの二点の要望をふまえて、単なるHow to式のマニュアルとは異なる視点から手引きの作成をしながら、それが同時になぜ単なるマニュアルではいけないのかを一般の保育者が考え、納得できるような手引きであることが求められていると考えている。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



はじめに

平成元年度から始められた本研究は、2年目を迎えて、障害児保育の概念の整理と新保育指針にもとづく障害児保育の内容の検討に重点がおかれてきた。それは障害児保育指針とも言うべき「障害児保育の手引き」の作成に取り組むことである。その目的を持って研究体制を組み、ディスカッションをかさね、原稿執筆を分担して行いながら、同時に保育の現場担当者から広く意見、要望等の聴取をおこない、併せて研究協力者による討議を重ねていった。